

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税等の賦課 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、地方税等の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

君津市長

## 公表日

令和6年8月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税等の賦課
②事務の内容	<p>「地方税法(昭和25年法律第226号)」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査(地方税法その他の地方税等に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務で取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <p>なお、本評価書において「地方税等」とは、個人住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)及び固定資産税・都市計画税を示す。</p> <p>○個人住民税・森林環境税 (1)納税義務者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から給与支払報告書や確定申告等の課税情報を取得する。 (2)納税義務者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。 (3)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。 (4)(1)～(3)により決定した内容により、納税義務者や年金保険者、企業へ納税通知書等を送付する。 (5)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p> <p>○軽自動車税(種別割) (1)軽自動車等を所有する納税義務者からの申告書等の受付 (2)納税通知書の送達 (3)減免申請の受付、決定通知書の送付 (4)標識交付、及び廃車等の受付 など</p> <p>○固定資産税・都市計画税 (1)登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 (2)前年度の償却資産課税台帳に登録されている者及び新たに償却資産を所有した者等に対して申告書を送付する。 (3)固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 (4)納税通知書の送達 (5)減免申請の受付、決定通知書の送付 (6)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p>
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税情報システム(住基基幹システムMISALIO)
②システムの機能	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による市税又は森林環境税の課税や税証明の発行、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>①各税目の納税者番号の確認・付番 ②各税目の税額計算及び台帳の作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦税に関する各種証明書の発行</p>
③他のシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>各種データ取込：            ・宛名情報取込機能            対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。            ・課税資料情報取込機能            給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。            ・社会保険料収納情報取込機能            国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。</p> <p>課税資料情報入力：            ・支払報告書情報入力機能            給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。            ・申告情報入力機能            申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。</p> <p>当初課税データ作成機能：            個人住民税システムで取り込まれる申告データファイルの作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	<p>・国税連携データの取り込み及び補完入力            ・個人住民税システムで取り込まれる申告データファイルの作成を行う。            ・課税資料の画像及びデータの読み込み保存、画像・データファイルの管理、個人住民税システムとの画像データ連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>・地方税電子申告(申告等データの送受信)の機能            ・年金からの住民税特別徴収(データの送受信)の機能            ・国税連携(データの受信)の機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
課税情報システムファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財政部 課税課
②所属長	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要な範囲の特定個人情報情報を保有するもの。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>2 連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>3 業務関係情報</li> <li>・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報:賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有</li> <li>・医療保険関係情報:社会保険料控除を算出するために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報:障害者控除を算出するために保有</li> <li>・介護保険関係情報:社会保険料控除を算出するために保有</li> <li>・生活保護関係情報:非課税者の抽出、減免額の算出を行うために保有</li> <li>・年金給付関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	財政部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAXシステム )								
③使用目的 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	課税課、納税課、市民課、市民センター、国保年金課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	税務情報ファイルへ記録することで、地方税等の賦課徴収に使用する。								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の宛名情報を宛名システムの個人番号と突合する。</li> <li>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の宛名情報が、宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳システムを利用し情報を突合する。</li> </ul>								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3) 件	
委託事項1	住基基幹システムMISALIOの運用保守業務	
①委託内容	住基基幹システムMISALIOの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データエントリー業務	
①委託内容	給与支払報告書、償却資産明細書等のデータエントリー	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札による業者選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	納税通知書等作成及び封入・封かん業務	
①委託内容	市民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の納税通知書等の作成、封入・封かん業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている（            1）件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている（            6）件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	市税賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他（    ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>移転先1</b>	市民生活部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表46の項 国民年金法(昭和34年法律第141号)第36条の3、第90条、第90条の3等
②移転先における用途	国民年金保険料の免除申請の審査、年金受給者の所得制限の審査
③移転する情報	市税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表100の項 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条等
②移転先における用途	介護保険事務処理
③移転する情報	市税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	健康こども部 こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表56の項、64の項、65の項、66の項、81の項、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の3の項、4の項
②移転先における用途	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉に関する事務、ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務、子ども医療費の助成に関する事務
③移転する情報	市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	福祉部 厚生課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項
②移転先における用途	生活保護に関する事務
③移転する情報	①市民税賦課情報、②資産税関係情報、③軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①市・県民税課税台帳に登録されている者 ②固定資産課税台帳に登録されている者 ③軽自動車税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先5</b>	福祉部 障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項、21の項、51の項、67の項、117の項、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の1の項、2の項
②移転先における用途	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、重度心身障害者の医療費助成に関する事務、精神障害者医療費給付に関する事務
③移転する情報	市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	市民生活部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、44の項、85の項
②移転先における用途	国民健康保険に関する保険給付の支給、保険税の賦課、後期高齢者医療制度に関する事務
③移転する情報	①市民税賦課情報、②資産税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①市・県民税課税台帳に登録されている者 ②固定資産課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先7</b>	健康こども部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
②移転先における用途	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人市民税

個人基本

年度、宛名コード、宛名氏名カナ、宛名氏名漢字、宛名区分、コード内容、賦課期日区分、コード内容、性別、コード内容、生年月日、世帯コード、続柄コード、コード内容1~4生活保護該当区分、コード内容、本人専従区分、コード内容、事業所家屋敷区分、コード内容、被扶養区分、コード内容、障害者区分、コード内容、寡婦区分、コード内容、寡夫区分、コード内容、ひとり親区分、コード内容、個人コメント1~4、コード内容、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所、賦課住所方書、配偶者宛名コード、徴収希望、コード内容、納通発送区分、コード内容、納通発送日、市申送区分、コード内容、未申告区分、コード内容、294条通知日、通報年月日、扶養照会区分、コード内容、扶養照会年月日、申告書発送済区分、コード内容、国保加入区分、コード内容、世帯外被扶養区分、コード内容、世帯外扶養区分1~5、コード内容、世帯外扶養宛名コード1~5、世帯外扶養氏名1~5、合併前自治体コード、固有情報、年金特徴判定、コード内容、遺族年金区分、コード内容、障害者年金区分

賦課

タイムスタンプ月日、タイムスタンプ時、年度、宛名コード、宛名氏名カナ、宛名氏名漢字、賦課連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、印刷用更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、消除区分、優先資料区分、優先資料番号、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶養年少人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申送、特徴給報資料番号、減免率1期~4期、減免率随1~2、減免開始日、変更納期限1期~4期、変更納期限随1~2、確定延滞金計算区分、決定日、給与収入、専従給与収入、公的年金収入、総合雑、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、一時所得一特後、総短所得一特後、総長所得一特後、譲渡一時所得、超短土地所得、土地等所得、分短一般一特後、分短軽減一特後、分長一般一特後、分長特定一特後、分長軽減一特後、分長軽減一特後、山林所得一特後、退職所得、譲渡益、外貨建て証券投信、その他証券投信、商品先物取引、変動所得、臨時所得、変超所得、変動臨時前年、変動臨時前年、免税所得、肉牛売却所得、肉牛売却価額、国外配当、少額配当所得、非課税所得、上場株式等譲渡、分長譲渡特定居住、分離配当所得、繰越損失一配当、繰越損失一先物取引、総合譲渡一特前、一時所得一特前、分短一般一特前、分短軽減一特前、分長一般一特前、分長特定一特前、分長軽減一特前、分長軽減一特前、山林所得一特前、株式譲渡一特前、繰越損失一特定投資株式、災害減免額、基準所得税額、分短一般一条文、分短軽減一条文、分長一般一条文、分長特定一条文、分長軽減一条文、分長軽減一条文、繰越損失一総所得、繰越損失一超短期、繰越損失一土地等、繰越損失一分短、繰越損失一分長、繰越損失一山林、繰越損失一株式、繰越損失一特定居住、繰越損失一雑、総合譲渡短一特控、総合譲渡長一特控、政党等寄付金控除等、特定支出控除額、専従控除合計、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、共済等掛金控除、寄付金控除、一般生保所税控除、一般生命保険支払、生保所得税控除、新生命保険支払、介護医療保険支払、新個人年金支払、個人年金支払、損保長期支払、損保短期支払、生命保険料控除民税入力、損害保険控除民税入力、配偶特別控除民税入力、医療費支払額、特定一般医薬品等、地震保険料支払額、人的控除の差の合計、損害保険控除国、所得税寄付金控除、所得税配特控除、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除、個人年金所税控除、損保長期所税控除、損保短期所税控除、投資リース控除、耐震改修特別控除、地震保険控除国、電子証明書等特別控除、住宅特別控除可能額、還付金額、調整控除市、調整控除県、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、配偶者合計所得、差引所得税額、所得税額、給与所得、公的年金所得、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶特別控除、扶養控除、基礎控除、一般生保民税控除、個人年金民税控除、損害保険民税控除、損保長期民税控除、損保短期民税控除、地震保険民税控除、地震分民税控除、住宅特別控除見込額、住宅特別控除市、住宅特別控除県、税源移譲控除調整前市、税源移譲控除調整前県、税源移譲控除調整後市、税源移譲控除調整後県、適用控除合計、本人勤労所得、本人不労所得、翌年度繰越損失、総所得、非課税判定所得計、課税所得計、総所得金額等、扶養判定所得計、超短土地一繰後、土地等一繰後、分短一般一繰後、分短軽減一繰後、分長一般一繰後、分長特定一繰後、分長軽減一繰後、分長軽減一繰後、山林一繰後、譲渡益一繰後、退職一繰後、商品先物一繰後、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、消除区分、平均対象額、平均調整所得、平均特別所得、平均平均税率市、平均平均税率県、平均調整所得市、平均調整所得県、平均特別所得市、平均特別所得県、総所得一課標、超短土地一課標、土地等一課標、分短一般一課標、分短軽減一課標、分長一般一課標、分長特定一課標、分長軽減一課標、分長軽減一課標、山林所得一課標、証券所得一課標、退職所得一課標、商品先物一課標、上場株式一課標、分離配当一課標、上場株式一繰後、総所得市一算出、総所得県一算出、超短土地市一算出、超短土地県一算出、土地等市一算出、土地等県一算出、分短一般市一算出、分短一般県一算出、分短軽減市一算出、分短軽減県一算出、分長一般市一算出、分長一般県一算出、分長特定市一算出、分長特定県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、山林所得市一算出、山林所得県一算出、肉売価額市一算出、肉売価額県一算出、証券所得市一算出、証券所得県一算出、退職所得市一算出、退職所得県一算出、商品先物市一算出、商品先物県一算出、上場株式市一算出、上場株式県一算出、65歳以上特例額市、65歳以上特例額県、配当割額控除額市、配当割額控除額県、株譲渡所得割額控除額市、株譲渡所得割額控除額県、控除不足額市、控除不足額県、配当控除市、配当控除県、所得割調整市、所得割調整県、差引所得割市、差引所得割県、外国税額控除市、外国税額控除県、減免前所得割市、減免前所得割県、減免前均等割市、減免前均等割県、減免所得割市、減免所得割県、減免均等割市、減免均等割県、年税額、年税所得割市、年税所得割県、年税均等割市、年税均等割県、特徴税額、特徴所得割市、特徴所得割県、特徴均等割市、特徴均等割県、普徴税額、普徴所得割市、普徴所得割県、普徴均等割市、普徴均等割県、前納報奨金、定率控除所得割市、定率控除所得割県、通知書番号、延滞金1期~4期、計算値老年者区分、月割額01~12、月別特徴宛番号01~12、月別特徴個人番号01~12、期割額1~06、特徴指定番号、特徴宛番号、月割充当額01~10、期割充当額1~8、生年月日、合併前自治体コード、個人番号配番用資料番号、賦課住所区分、賦課住所コード、居住年月日、住宅特定取得以外、期割額7~8、変更納期限随3~4、減免割合、減免理由、月割充当額11~12、税移減税区分、年金特徴計算、年金特徴停止月、本徴収停止依頼日、年金特徴分控除合計、年金特徴分人的控除、年金特徴税額、年金特徴所得割市、年金特徴所得割県、年金特徴均等割市、年金特徴均等割県、支払回数割4月、支払回数割6月、支払回数割8月、支払回数割10月、支払回数割12月、支払回数割2月、地方自治体実附金、県指定実附金支払、市

出回数0月、支払回数0月、支払回数10月、支払回数12月、支払回数2月、地方自治体寄附金、宗財寄附金支払、中指定寄附金支払、日赤等寄附金支払、寄附金控除市、寄附金控除県、普徴変更前年特所得割市、普徴変更前年特所得割県、普徴変更前年特均等割市、普徴変更前年特均等割県、年金特徴分期割額1～8、分離配当一繰後、分離配当市一算出、分離配当県一算出、仮徴収存在、申告特例寄附金、申告特例分寄附金控除市、申告特例分寄附金控除県、支払回数割翌4月、支払回数割翌6月、支払回数割翌8月、本徴収更正月、賦課強制修正フラグ、同一生計控配外、ひとり親、所得金額調整控除区分子特、年金以外合計所得計算値、所得金額調整控除額、所得金額調整控除年金分、所得調整前給与所得、ひとり親控除、所のみ配当証券、住のみ配当証券、所のみ配当所得、住のみ配当所得、所のみ外貨建証、住のみ外貨建証、所のみその他証、住のみその他証、所のみ国外配当、住のみ国外配当、所のみ上場株式、住のみ上場株式、所のみ分離配当、住のみ分離配当、条約適用配当所得、条約適用配当所得税率分子、条約適用配当所得税率分母、条約適用配当住民税税率分子、条約適用配当住民税税率分母、条約適用利子所得、条約適用利子所得税率分子、条約適用利子所得税率分母、条約適用利子住民税税率分子、条約適用利子住民税税率分母、特例適用配当所得、特例適用利子所得、条約適用配当一繰後、条約適用配当一課標、条約適用配当市一算出、条約適用配当県一算出、条約適用利子一繰後、条約適用利子一課標、条約適用利子市一算出、条約適用利子県一算出、特例適用配当一繰後、特例適用配当一課標、特例適用配当市一算出、特例適用配当県一算出、特例適用利子一繰後、特例適用利子一課標、特例適用利子市一算出、特例適用利子県一算出、森林環境税、普徴森林環境税、特徴森林環境税、年金特徴森林環境税、普徴変更前年特森林環境税、減免前森林環境税、森林環境税減免額、森林環境税非課税区分、定額減税対象人数、定額減税額市、定額減税額県、定額減税前所得割市、定額減税前所得割県、年特定額減税前年税額

被扶養

世帯コード、扶養主宛名コード、扶養主氏名漢字、扶養者宛名コード、扶養者氏名漢字、生年月日、年齢、履歴番号、扶養状態、異動事由、異動年月日、宛名区分、扶養者賦課住所、扶養者賦課住所方書、扶養種別、被扶養者が申告している本人障害、同居

資料

年度 資料区分 資料番号 宛名コード 宛名氏名カナ 宛名氏名漢字 氏名カナ 生年月日 特徴指定番号 特徴個人番号 係給

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税

課税土地台帳

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、土地物件番号、家屋物件番号、現所有宛名コード、画地番号、土地台帳区分、土地閉鎖区分、市街化区分、更正理由、更正日、所在地、所在大字、所在符号、所在本番、所在枝番、所在小枝番、所在地番区分、所在地番分割、所在小字、土地表示履歴番号、土地権利履歴番号、課税土地評価履歴番号、課税土地課税履歴番号、持分、持分分子、持分母、履歴作成禁止区分、課税土地台帳履歴番号、合併前自治体コード、異動担当者、仮換地番号、予備項目、利用者予備項目

課税土地評価

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、土地物件番号、画地番号、評価部異動情報、評価異動事由、評価年月日、現況地目コード、現況地積、市街化区分、基準標準地区区分、農地区分、分割数、保有税、保有税区分、保有税原因、農地転用、農転年月日、農地法条項、農転目的、非課税、非課税コード、非課税開始年、非課税終了年、非課税地区積、近傍状況類似番号、近傍価格、価格通知、価格通知コード、価格通知年度、現地調査、現地調査年月日、現地調査区分、宅地用地地積、宅地用地地積計、小規模住宅地積、普通住宅地積、非住宅地積、履歴作成禁止区分、課税土地評価履歴番号、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

課税土地課標

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、土地物件番号、家屋物件番号、対象年度、強制入力、軽減、軽減コード、軽減率、軽減率分子、軽減率分母、軽減開始年、軽減終了年、減免、減免コード、減免率、減免率分子、減免率分母、減免開始年、減免終了年、減免地積、適正化開始年度、課標特例、課標特例コード、課標特例率情報、課標特例率分子、課標特例率分母、課標特例開始年、課標特例終了年、前年度課標、前固小住課標、前固普住課標、前固非住課標、前固定課標、前都小住課標、前都普住課標、前都非住課標、前都計課標、現基準評価内訳、現固小住評価、現固普住評価、現固非住評価、現固定評価、現都小住評価、現都普住評価、現都非住評価、現都計評価、上昇率、固小住上昇率、固普住上昇率、固非住上昇率、都小住上昇率、都普住上昇率、都非住上昇率、負担調整率、固小住負担率、固普住負担率、固非住負担率、都小住負担率、都普住負担率、都非住負担率、本則区分、固小住本則区分、固普住本則区分、固非住本則区分、都小住本則区分、都普住本則区分、都非住本則区分、負担水準、固小住負担率、固普住負担率、固非住負担率、都小住負担率、都普住負担率、都非住負担率、本年度課標、本固小住課標、本固普住課標、本固非住課標、本固定課標、本都小住課標、本都普住課標、本都非住課標、本都計課標、土地税額情報、土地固定税額、土地固定軽減税額、土地固定減免税額、土地都計税額、土地都計軽減税額、土地都計減免税額、下落率、履歴作成禁止区分、課税土地課標履歴番号、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

課税画地

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、画地番号、画地所在地、所在大字、所在符号、所在本番、所在枝番、所在小枝番、所在地番区分、所在地番分割、所在小字、画地閉鎖区分、家屋連動区分、住宅用地按分区分、画地評価異動、評価異動年月日、評価異動事由、現況地目コード、評価区分、路線評価年度、形状区分、形状、道路、画地総地積、画地総筆数、住宅用地地積、小規模住宅地積、普通住宅地積、非住宅地積、認定床面積、延床面積、居住部床面積、10倍地積、10倍超地積、宅地区分、住非区分、住宅戸数、宅地住宅率、宅地一般率、宅地小規模率、状況類似番号、路線情報1、方面区分1、路線番号1、間口距離1、奥行距離1、準角地区分1、各路線用途1、各路線価格1、各奥行減減1、各奥行長大1、各奥行短小1、各間口狭小1、各加算率1、各三角地補正率1、各評価点数1、路線情報2、方面区分2、路線番号2、間口距離2、奥行距離2、準角地区分2、各路線用途2、各路線価格2、各奥行減減2、各奥行長大2、各奥行短小2、各間口狭小2、各加算率2、各三角地補正率2、各評価点数2、路線情報3、方面区分3、路線番号3、間口距離3、奥行距離3、準角地区分3、各路線用途3、各路線価格3、各奥行減減3、各奥行長大3、各奥行短小3、各間口狭小3、各加算率3、各三角地補正率3、各評価点数3、路線情報4、方面区分4、路線番号4、間口距離4、奥行距離4、準角地区分4、各路線用途4、各路線価格4、各奥行減減4、各奥行長大4、各奥行短小4、各間口狭小4、各加算率4、各三角地補正率4、各評価点数4、路線情報5、方面区分5、路線番号5、間口距離5、奥行距離5、準角地区分5、各路線用途5、各路線価格5、各奥行減減5、各奥行長大5、各奥行短小5、各間口狭小5、各加算率5、各三角地補正率5、各評価点数5、合計評価点数、画地補正、各画地補正1、各画地補正区分1、各画地補正率1、各画地開始年度1、各画地終了年度1、各画地補正2、各画地補正区分2、各画地補正率2、各画地開始年度2、各画地終了年度2、各画地補正3、各画地補正区分3、各画地補正率3、各画地開始年度3、各画地終了年度3、各画地補正4、各画地補正区分4、各画地補正率4、各画地開始年度4、各画地終了年度4、各画地補正5、各画地補正区分5、各画地補正率5、各画地開始年度5、各画地終了年度5、各画地補正6、各画地補正区分6、各画地補正率6、各画地開始年度6、各画地終了年度6、各画地補正7、各画地補正区分7、各画地補正率7、各画地開始年度7、各画地終了年度7、面積補正、各面積補正1、各面積補正区分1、各面積補正率1、各面積開始年度1、各面積終了年度1、各面積補正2、各面積補正区分2、各面積補正率2、各面積開始年度2、各面積終了年度2、各面積補正3、各面積補正区分3、各面積補正率3、各面積開始年度3、各面積終了年度3、造成費G、造成費区G、造成費、借地奥行、借地奥行補正率、市街化年度、38年度課税価格、変動率、再計算区分、不整形地補正、不整形補正入力区分、陸地割合、適用区分、想定間口距離、想定奥行距離、不整形補正率、想定地積、図上地積、標準地番号、標準表区分、標準間口距離、標準奥行距離、経過補正率、三角地、三角地角度区分、三角地角度、三角地地積、三角地補正率、修正率、履歴作成禁止区分、課税画地履歴番号、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

課税家屋台帳

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、家屋物件番号、現所有宛名コード、画地番号、家屋台帳区分、家屋閉鎖区分、市街化区分、更正理由、更正日、所在地、所在大字、所在符号、所在本番、所在枝番、所在小枝番、所在地番区分、所在小字、棟番号、区分番号、マンション番号、家屋表示履歴番号、家屋権利履歴番号、家屋評価番号、家屋評価情報、現況種類コード、現況構造コード、現況屋根コード、現況階層、現況階層地上、現況階層地下、現況床面積、現況一階床面積、現況一階以外床面積、現況延床面積、現況共用部床面積、現況非居住部床面積、現況居住部床面積、課税家屋台帳履歴番号、履歴作成禁止区分、合併前自治体コード、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

課税家屋評価明細

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、家屋物件番号、家屋評価番号、家屋閉鎖区分、調査番号、貸屋区分、家屋用途コード、明細種類、明細種類コード1、明細種類コード2、明細種類コード3、木非区分、明細構造、明細構造コード1、明細構造コード2、明細構造コード3、明細屋根コード1、明細屋根コード2、明細屋根コード3、明細階層、明細階層地上、明細階層地下、住宅戸数、床面積、一階床面積、一階以外床面積、延床面積、共用部床面積、非居住部床面積、居住部床面積、用途外、用途外用途1、用途外用途2、用途外用途3、用途外面積1、用途外面積2、用途外面積3、投影床面積、非課税、非課税コード、非課税開始年、非課税終了年、非課税該当床面積、新築軽減、軽減コード、軽減率、軽減率分子、軽減率分母、軽減開始年、軽減終了年、軽減該当床面積、軽減戸数、特例、家屋特例コード、特例率、特例率分子、特例率分母、特例割合、特例開始年、特例終了年、特例該当床面積、減免、減免コード、減免率、減免率分子、減免率分母、減免割合、減免開始年、減免終了年、減免該当床面積、家屋当初再建、当初再建年度、評点数、現基準年度情報、現基準年度、現再建築評点数、現決定価格、現理論価格、現上昇率、現単位区分、現耐用年数、現経年減点補正CD、現家屋経年減点補正、現単価欄コード、現家屋一点単価、現積寒補正、現損耗補正、現需給事情補正、現その他補正、家屋課標、固定課標、都計課標、家屋軽減、固定軽減税額、都計軽減税額、家屋減免、固定減免税額、都計減免税額、評価基準、評価方法、評価基準区分、耐震改修工事費、工事費、軽減抑制フラグ、建築情報、建築年月日、建築事由、減失情報、減失年月日、減失事由、調査情報、調査年月日、調査事由、更正情報、更正年月日、更正理由、原因情報、原因年月日、原因事由、概要集計、概要集計事由、概要集計年月日、概要集計非該当事由1、概要集計非該当事由2、概要集計非該当事由3、概要集計非該当床面積1、概要集計非該当床面積2、計算用建築年、履歴作成禁止区分、課税家屋評価履歴番号、異動担当者、予備項目、利用者予備項目



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

償却申告者

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、宛名コード、グループコード、事業所区分、個人法人区分、申告書発送番号、発送先区分、申告書受付年月日、更正日付、更正事由、修正申告1、修正申告受付日1、修正申告2、修正申告受付日2、申告書発送情報、初回申告書発送、前回申告書発送、次回申告書発送、発送番号配番日、申告状況1、申告状況年度1、申告状況区分1、申告状況2、申告状況年度2、申告状況区分2、申告状況3、申告状況年度3、申告状況区分3、催告書情報、催告書発送1、催告書発送年月日1、催告書発送2、催告書発送年月日2、催告書発送3、催告書発送年月日3、催告書発送4、催告書発送年月日4、催告書発送5、催告書発送年月日5、催告書出力停止日、配分通知情報、配分通知区分、配分通知受付日、資産有無、増減有無、入力方法区分、大規模資産有無、決算月、資本金、申告書情報、事業所名、屋号、業種、産業分類、申告応答者、応答者電話番号、税理士等、税理士電話番号、資産所在地1、資産所在地漢字1、資産所在地2、資産所在地漢字2、資産所在地3、資産所在地漢字3、資産所在地4、資産所在地漢字4、資産所在地5、資産所在地漢字5、資産所在地6、資産所在地漢字6、メモ欄、事業開始年月、閉鎖事由、閉鎖年月日、抹消区分、変更後宛名コード、申告管理設定日、合併前自治体コード、異動担当者、資産コード採番区分、予備項目、利用者予備項目

償却明細

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、宛名コード、資産種類、資産コード、個人法人区分、閉鎖区分、台帳番号、データ区分、資産名称、耐用年数、取得年月、取得西暦年、取得月、取得特例日、前年度、前年度数量、前年度取得価額、前年度帳簿価額、前年度評価額、減少分、減少分数量、減少分取得価額、減少区分、減少時期、減少時期年、減少時期月、減少時期特例日、増加分、増加率1、増加月1、増加率2、増加月2、増加時期、増加時期年、増加時期月、本年度、本年度数量、本年度取得価額、本年度帳簿価額、本年度評価額、課税標準額群、課税標準帳簿価額、課税標準評価額、課税標準特例軽減額、特例軽減帳簿価額、特例軽減評価額、特例、特例コード、特例率、特例率分子、特例率分母、特例開始年、特例終了年、非課税、非課税コード、非課税開始年、非課税終了年、減免、減免コード、減免率、減免率分子、減免率分母、減免開始年、減免開始期、減免終了年、減免終了期、評価最低限度区分、帳簿最低限度区分、増加事由、減少事由、評価残存率、帳簿残存率、更正日、更正事由、新規作成年月日、申告年、区分、旧法耐用年数、法新旧年度、補正率、合併前自治体コード、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

課税償却

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、課税年度、宛名コード、償却閉鎖区分、個人法人区分、資産種類別価額1、前年度1、前年度帳簿価額1、前年度評価額1、取得価額1、前年取得価額1、前年中減少価額1、前年中取得価額1、合計取得価額1、算定結果1、帳簿価額1、評価額1、決定価格群1、決定価格帳簿価額1、決定価格評価額1、課税標準額群1、課税標準帳簿価額1、課税標準評価額1、特例該当課税標準1、特例該当課税帳簿1、特例該当課税評価1、課税特例軽減額1、特例軽減帳簿価額1、特例軽減評価額1、数量1～資産種類別価額10、前年度10、前年度帳簿価額10、前年度評価額10、取得価額10、前年取得取得価額10、前年中減少価額10、前年中取得取得価額10、合計取得取得価額10、算定結果10、帳簿価額10、評価額10、決定価格群10、決定価格帳簿価額10、決定価格評価額10、課税標準額群10、課税標準帳簿価額10、課税標準評価額10、特例該当課税標準10、特例該当課税帳簿10、特例該当課税評価10、課税特例軽減額10、特例軽減帳簿価額10、特例軽減評価額10、数量10、特例情報1、特例コード1～特例情報5、特例コード5、減免税額帳簿、減免税額評価、決定区分、免税点区分、入力方法区分、更正事由、更正日、新規作成年月日、履歴作成禁止区分、償却課税履歴番号、合併前自治体コード、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

資産税課税

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、パーティションキー、調定年度、課税年度、納税通知書番号、通知書連番、閉鎖区分、更正期別、収納引渡区分、納付方法区分、納税組合番号、予備項目1、名寄キー、現所有宛名コード、代表者宛名コード、現所有者、現所有個法区分、現所有共有者数、納管宛名コード、納管個法区分、市内市外区分、免税点、免土地、免区分、免家屋、免償却、土地集計01、現況地目01、現況地積01、評価額01、筆数01～土地集計10、現況地目10、現況地積10、評価額10、筆数10、固定土地、固定土地集計筆数、固定土地集計地積、固定土地評価額、固定土地課税標準額、固定土地減免課税、固定家屋1、固定家屋棟数1、固定家屋床面積合計1、固定家屋評価額1、固定家屋課税標準額1、固定家屋減免課税1～固定家屋3、固定家屋棟数3、固定家屋床面積合計3、固定家屋評価額3、固定家屋課税標準額3、固定家屋減免課税3、償却資産、償却評価額、償却課税標準額、償却減免課税、償却不均一課税、都市計画土地、都計土地集計筆数、都計土地集計地積、都計土地評価額、都計土地課税標準額、都計土地減免課税、都市計画家屋1、都計家屋棟数1、都計家屋床面積合計1、都計家屋評価額1、都計家屋課税標準額1、都計家屋減免課税1～都市計画家屋3、都計家屋棟数3、都計家屋床面積合計3、都計家屋評価額3、都計家屋課税標準額3、都計家屋減免課税3、合計課税標準、合計固定課税、合計都計課税、合計固定減免課税、合計都計減免課税、算出固定一税額、算出固定一土地軽減税額、算出固定一土地減免税額、算出固定一土地減免課税、算出固定一償却軽減税額、算出固定一償却減免税額、算出固定一差引固定税額、算出固定一土地猶予税額、算出固定一区分算出税額、算出固定一区分土地軽減税額、算出固定一区分土地減免税額、算出固定一区分差引税額、算出都計、算出都計一税額、算出都計一土地軽減税額、算出都計一土地減免税額、算出都計一家屋軽減税額、算出都計一家屋減免税額、算出都計一差引都計税額、算出都計一土地猶予税額、算出都計一区分算出税額、算出都計一区分土地軽減税額、算出都計一区分土地減免税額、算出都計一区分差引税額、年税合計、既課税額、増分税額、過年度累計額、期割額、期割1、～期割10、期割随1～期割随4、調定年月日、現納期限、納期限1～納期限10、納期限随1～納期限随4、納期限随随、登記名義人1～登記名義人6、納付書有無区分、賦課作成区分、再期割指示、分割納付持分情報、持分分子、持分分母、更正理由情報、更正事由1、更正事由2、更正事由3、更正日、履歴作成禁止区分、賦課履歴番号、合併前自治体コード、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

軽自動車税

軽自物件課税

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、キー、調定年度、課税年度、物件番号、履歴連番、車種コード、標識NO-漢字、検索用標識NO、現所有者関係、受付連番、受付連番一年度、受付連番一連番、納税義務者個法区分、納税義務者コード、運転者区分、所有者使用者コード、所有者使用者名情報、定置場、軽自情報、車名コード、車名、車台番号、特例区分、排気量、排気量一内燃、排気量一電気、年式、認定番号、原動機番号、色コード、型式、課税保留、課税保留一区分、課税保留一開始日、課税保留一終了日、届け出年月日、登録コード、廃車年月日、廃車事由、ナンバ返還有無、非課税区分、異動、異動事由、異動年月日、異動時間、新旧区分、異動連番、納税証明書、転通出力回数、転通年月日、課税額、調定年月日、納期限年月日、納税通知書番号、納税通知書番号区分、過年度期別、収納用更正事由、前年度非課税区分、合併前自治体コード、異動担当者、更新区分、決議書発行日、当初登録日、所有者氏名、所有者住所、使用者氏名、使用者住所、検索用標識、検索用標識記号、初度検査年月、重課税除外

区分、税率区分、軽課区分、予備項目、利用者予備項目

軽自番号管理

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、レコード区分、年度、予備1、予備2、項目1、項目2、項目3、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

軽自メモ

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、キー、調定年度、課税年度、物件番号、情報、メモ情報、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

軽自履歴

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、キー、調定年度、課税年度、物件番号、履歴連番、車種コード、標識NO-漢字、検索用標識NO、現所有者関係、受付連番、受付連番-年度、受付連番-連番、納税義務者個法区分、納税義務者コード、運転者区分、所有者使用者コード、所有者使用者名情報、定置場、軽自情報、車名コード、車名、車台番号、特例区分、排気量、排気量-内燃、排気量-電気、年式、認定番号、原動機番号、色コード、型式、課税保留、課税保留-区分、課税保留-開始日、課税保留-終了日、届け出年月日、登録コード、廃車年月日、廃車事由、ナンバ返還有無、非課税区分、異動、異動事由、異動年月日、異動時間、新旧区分、異動連番、納税証明書、転通出力回数、転通年月日、課税額、調定年月日、納期限年月日、納税通知書番号、納税通知書番号区分、過年度期別、収納用更正事由、前年度非課税区分、合併前自治体コード、異動担当者、更新区分、決議書発行日、当初登録日、所有者氏名、所有者住所、使用者氏名、使用者住所、検作用標識、検作用標識記号、予備項目、利用者予備項目

軽自パラメータ

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、調定年度、調定年月日、納期限年月日、過年度1、過年度2、過年度3、過年度4、過年度5、異動担当者、当初処理フラグ、予備項目、利用者予備項目

軽自税率

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、キー、課税年度、特例区分、税率領域、車種コード1、税率1、車種コード2、税率2、車種コード3、税率3、車種コード4、税率4、車種コード5、税率5、車種コード6、税率6、車種コード7、税率7、車種コード8、税率8、車種コード9、税率9、車種コード10、税率10、車種コード11、税率11、車種コード12、税率12、車種コード13、税率13、車種コード14、税率14、車種コード15、税率15、車種コード16、税率16、車種コード17、税率17、車種コード18、税率18、車種コード19、税率19、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

軽自異動累積

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、キー、調定年度、課税年度、物件番号、履歴連番、車種コード、標識NO-漢字、検索用標識NO、現所有者関係、受付連番、受付連番-年度、受付連番-連番、納税義務者個法区分、納税義務者コード、運転者区分、所有者使用者コード、所有者使用者名情報、定置場、軽自情報、車名コード、車名、車台番号、特例区分、排気量、排気量-内燃、排気量-電気、年式、認定番号、原動機番号、色コード、型式、課税保留、課税保留-区分、課税保留-開始日、課税保留-終了日、届け出年月日、登録コード、廃車年月日、廃車事由、ナンバ返還有無、非課税区分、異動、異動事由、異動年月日、異動時間、新旧区分、異動連番、納税証明書、転通出力回数、転通年月日、課税額、調定年月日、納期限年月日、納税通知書番号、納税通知書番号区分、過年度期別、収納用更正事由、前年度非課税区分、合併前自治体コード、異動担当者、更新区分、決議書発行日、当初登録日、所有者氏名、所有者住所、使用者氏名、使用者住所、検作用標識、検作用標識記号、予備項目、利用者予備項目

標識コード変換

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、キー、車種コード、標識情報領域、標識情報領域1、標識-標識01、標識-記号01~標識-標識09、標識-記号09、標識情報領域2、標識-標識10、標識-記号10~標識-標識18、標識-記号18、標識情報領域3、標識-標識19、標識-記号19~標識-標識27、標識-記号27、標識情報領域4、標識-標識28、標識-記号28~標識-標識36、標識-記号36、標識情報領域5、標識-標識37、標識-記号37~標識-標識45、標識-記号45、標識情報領域6、標識-標識46、標識-記号46、標識-標識54、標識-記号54、標識情報領域7、標識-標識55、標識-記号55~標識-標識63、標識-記号63、標識情報領域8、標識-標識64、標識-記号64~標識-標識72、標識-記号72、標識情報領域9、標識-標識73、標識-記号73~標識-標識81、標識-記号81、標識情報領域10、標識-標識82、標識-記号82~標識-標識90、標識-記号90、標識情報領域11、標識-標識91、標識-記号91~標識-標識99、標識-記号99、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

軽自イメージ管理

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、イメージ管理番号、物件番号、登録日、イメージ備考、異動担当者、予備項目、利用者予備項目

法人市民税

## 法人基本

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、法人番号、自治体コード、法源番号、旧法人番号、代表者名カナ、代表者名漢字、設立登記日、決算区分、決算月日、変更決算日1、変更決算日2、税理士コード、税理士名、税理士電話、関係法人番号1、関係事由1、関係法人番号2、関係事由2、関係法人番号3、関係事由3、関係法人番号4、関係事由4、関係法人番号5、関係事由5、本支店数、商号変更有無、休業期間有無、課税開始異動事由、課税開始異動日、課税開始届出日、課税開始整理番号、課税終了異動事由、課税終了異動日、課税終了届出日、課税終了整理番号、最終異動事由、最終異動日、最終異動届出日、最終異動整理番号、最終異動宛名履歴、最終異動処理日、異動担当者、処理日、電子申告該当区分、納税者ID、利用者ID、予備項目、利用者予備項目、決算区分名称、関係事由1名称、関係事由2名称、関係事由3名称、関係事由4名称、関係事由5名称、課税開始異動事由名称、課税終了異動事由名称、最終異動事由名称、電子申告該当区分名称、宛名一事業所名カナ、宛名一事業所名漢字、宛名一支店名カナ、宛名一支店名漢字、宛名一事業所郵便番号、宛名一事業所住所、宛名一事業所方書、宛名一産業大分類、宛名一産業中分類、宛名一産業小分類、宛名一送付先カナ、宛名一送付先漢字、宛名一送付先郵便番号、宛名一送付先住所、宛名一送付先方書、処理日

## 申告賦課

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、管理番号、自治体コード、整理番号、申告区分、申告日、事業期間開始日、事業期間終了日、事業年度区分、申告分割区分、申告加算金区分、申告入力税割税率、申告基礎区分、申告基礎年月日、更正通知日、指定納期限、更正事由、減免事由、仮装経理更正、申告期限延長月数、資本出資額、資本積立額、資本合計、法人税1、法人税2、標準基礎1、標準基礎2、標準基礎3、標準基礎4、課税標準1、課税標準2、算出税割額1、算出税割額2、税額控除1、税額控除2、税額控除3、税額控除4、税額控除5、差引税割額、既納付税割額、減免税割額、納付税割額、均等割月数、算出均等割額、既納付均等割額、減免均等割額、納付均等割額、納付市民税額、見込納付額、差引納付市民税額、全従業者数、市内従業者数、均等割従業者数、中間申告要否、申告延長有無、徴収猶予税額、法人税繰戻発生額、申告明細余白、申告連番、税割税率時期区分、税割税率ランク、税割適用税率、税割標準税率、均割税率時期区分、均割税率ランク、均割適用税率、均割標準税率、本来納期限、法定納期限、延長法定納期限、確定申告日、調定年度、調定年月、調定区分、現年過年区分、税割調定額、均等割調定額、税割当年歳入現、税割当年歳入過、税割前年歳入現、税割前年歳入過、税割歳出現、税割歳出過、均等当年歳入現、均等当年歳入過、均等前年歳入現、均等前年歳入過、均等歳出現、均等歳出過、収賦課年度、収課税年度、収税目、収通知書番号、収事業年度開始日、収申告区分、収内部SEQ、収予備、収自治体識別コード、税額更正件数、バッチ登録区分、異動担当者、処理日、外税控除ただし書適用、変更前法定納期限、変更前延長法定納期限、税額加算1、予備項目、利用者予備項目、住所コード

|

|

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
課税情報システムファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	利用権限を有する職員を特定し、必要以上の情報が参照できないよう、職員ごとに利用可能な範囲をアクセス制限している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	パスワードの不正利用やなりすましを防止するため、指紋認証を実施している。また、不正なPC接続を除外するため、端末認証も実施している。
その他の措置の内容	システムへのログインした者の氏名、操作内容、操作時間等のログを保存している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機には、許可を得ない外部記憶媒体の接続を制限している。</li> <li>・端末機は、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・一定時間経過で、自動ログアウトする仕組みを実装している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下の内容を契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の秘密保持</li> <li>・個人情報の適正管理</li> <li>・個人情報の収集制限</li> <li>・個人情報の目的外提供及び使用の禁止</li> <li>・個人情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・個人情報の再委託の禁止</li> <li>・個人情報に係る文書等の返還</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	承諾のない再委託は禁止している。承諾する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	データ提供・移転先から目的や根拠等を記載した利用申請を提出させ、データ提供・移転元が法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ提供・移転を許可している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[    十分に行っている    ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[    発生なし    ]	<選択肢> 1) 発生あり                                  2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバや記憶媒体を保管している部屋は、他の部屋と区別し専用の部屋としている。</li> <li>出入口は入退室管理システムにより限定された職員と許可を得た職員のみが入室できる。</li> <li>入退室者を帳簿に記載し管理する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[                      十分である                      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し契約している。また、個人情報保護に関する研修を義務付ける。</li> <li>・違反した者に対しては指導を行い、都度指導の上、違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	君津市個人情報保護条例第24条。 利用停止請求があった場合において、利用停止をすることにより、特定個人情報を所掌する事務の目的の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	君津市財政部課税課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1165
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	審議会の開催
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	審議会の開催
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長	小石川 洋	草苺 祐一	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課税課長 草刈 祐一	課税課長 丸 博幸	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課税課長 丸 博幸	課税課長 成川 正憲	事後	
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 8項、37項、43項、44項、45項、46項	番号法第9条第1項別表第一 37項、43項、44項、45項、46項	事後	
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	保育料の算定、児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子家庭、寡婦に対する福祉に関する事務	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子家庭、寡婦に対する福祉に関する事務	事後	
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7		新規	事後	
令和2年11月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和2年11月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第1項第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和4年5月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	事後	
令和4年5月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [ ]その他( )	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	課税課、納税課、市民課、行政センター、国民健康保険課	課税課、納税課、市民課、行政センター、国保年金課	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	就学援助、幼稚園就園奨励費認定	就学援助	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市・県民税課税台帳のうち就学援助、幼稚園就園奨励費補助金対象者	市・県民税課税台帳のうち就学援助対象者	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	市民環境部 市民課	市民生活部 国保年金課	事後	

令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	保健福祉部 高齢者支援課	福祉部 介護保険課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	保健福祉部 子育て支援課	健康子ども部 子ども政策課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	保健福祉部 厚生課	福祉部 厚生課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	保健福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	保健福祉部 国民健康保険課	市民生活部 国保年金課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	保険福祉部 保育課	健康子ども部 保育課	事後	

<p>令和4年5月31日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税 個人基本</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、年度、宛名コード、宛名区分、賦課期日区分、性別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、個人コメント1、個人コメント2、個人コメント3、個人コメント4、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、配偶者宛名コード、徴収希望、納通発送区分、納通発送日、市申発送区分、未申告区分、294条通知日、通報年月日、扶養照会区分、扶養照会年月日、申告書発送済区分、国保加入区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養情報、世帯外扶養区分1、世帯外扶養宛名コード1、世帯外扶養氏名1、世帯外扶養区分2、世帯外扶養宛名コード2、世帯外扶養氏名2、世帯外扶養区分3、世帯外扶養宛名コード3、世帯外扶養氏名3、世帯外扶養区分4、世帯外扶養宛名コード4、世帯外扶養氏名4、世帯外扶養区分5、世帯外扶養宛名コード5、世帯外扶養氏名5、合併前自治体コード、固有情報、更新年月日、更新時分、更新職員番号、予備項目数字1、予備項目数字2、予備項目漢字1、予備項目漢字2、予備項目文字1、予備項目文字2、年金特徴判定、利用者予備項目</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、宛名コード、宛名区分、賦課期日区分、性別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、ひとり親区分、個人コメント1～個人コメント4、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、配偶者宛名コード、徴収希望、納通発送区分、納通発送日、市申発送区分、未申告区分、294条通知日、通報年月日、扶養照会区分、扶養照会年月日、申告書発送済区分、国保加入区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養情報、世帯外扶養区分1、世帯外扶養宛名コード1、世帯外扶養氏名1～世帯外扶養区分5、世帯外扶養宛名コード5、世帯外扶養氏名5、合併前自治体コード、固有情報、更新年月日、更新時分、更新職員番号</p>	<p>事後</p>	
------------------	---------------------------------------	--	---	-----------	--

<p>令和4年5月31日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税 賦課</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、年度、宛名コード、賦課連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、更新職員番号、消除区分、優先資料区分、優先資料番号、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申発送、特徴給報資料番号、減免率1期、減免率2期、減免率3期、減免率4期、減免率随1、減免率随2、減免開始日、変更納期限1期、変更納期限2期、変更納期限3期、変更納期限4期、変更納期限随1、変更納期限随2、確定延滞金計算区分、決定日、オンライン決定フラグ、通知書番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分065、所得控除額065、分離譲渡条情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1、～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、月別情報、月割額01、月別特徴指定番号01、月別特徴個人番号01、～月割額12、月別特徴指定番号12、期別情報、期割額1、期割額2、期割額3、期割額4、期割額5、期割額6、警告コード1、警告コード2、警告コード3、警告コード4、警告コード5、警告コード6、エラーコード1、エラーコード2、エラーコード3、エラーコード4、エラーコード5、エラーコード6、予備項目数字1、予備項目数字2、予備項目漢字1、予備項目漢字2、予備項目文字1、予備項目文字2、居住年月日、計算値老年者区分、期割額7、期割額8、変更納期限随3、変</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、宛名コード、賦課連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、更新職員番号、消除区分、優先資料区分、優先資料番号、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、未成年、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申発送、特徴給報資料番号、減免開始日、変更納期限1期～変更納期限4期、変更納期限随1～変更納期限随4、確定延滞金計算区分、決定日、オンライン決定フラグ、通知書番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分065、所得控除額065、分離譲渡条情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1、～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、月別情報、月割額01、月別特徴指定番号01、月別特徴個人番号01、～月割額12、月別特徴指定番号12、月別特徴個人番号12、期別情報、期割額1～期割額8、住宅特定取得以外、居住年月日、減免割合、減免理由、年金特徴計算、年金特徴停止月、本徴収停止依頼日、支払回数割4月、支払回数割6月、支払回数割8月、支払回数割10月、支払回数割12月、支払回数割2月、支払回数割翌4月、支払回数割翌6月、支払回数割翌8月、本徴収更正月、同一生計控配外、ひとり親、所得金額調整控除区分子特、所得金額調整控除額、所得金額調整控除年金分、所得金額調整前給与所得、扶養年少人数、仮徴収停止事由、賦課強制修正フラグ、印刷用更正事由、延滞金手動</p>	<p>事後</p>	
------------------	-------------------------------------	--	---	-----------	--

令和4年5月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 個人住民税資料	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備、年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年人、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申発送、乙欄区分、中途就退区分、中途就退年月日、課税対象外区分、電話番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分025、所得控除額025、分離譲渡条文情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、専従者情報、専従者生年月日1、専従者給与額1、専従者宛名コード1～専従者生年月日5、専従者給与額5、専従者宛名コード5、配偶者生年月日、配偶者宛名コード、扶養者情報、扶養者生年月日1、扶養者宛名コード1、扶養者控除額1～扶養者生年月日7、扶養者宛名コード7、扶養者控除額7、警告コード1～警告コード6、エラーコード1～エラーコード6、摘要欄存在フラグ、更新年月日、更新時分、更新職員番号、特別徴収義務者コード、住控対象外区分、扶養年少人数、年少扶養生年月日1、年少扶養宛名コード1、年少扶養生年月日2、年少扶養宛名コード2、年少扶養生年月日3、年少扶養宛名コード3、扶養成人数、成年扶養生年月日1、成年扶養宛名コード1、成年扶養生年月日2、成年扶養宛名コード2、成年扶養生年月日3、成年扶養宛名コード3、居住年月日、予備項目文字2、利用者予備項目</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、未成年、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申発送、乙欄区分、中途就退区分、中途就退年月日、課税対象外区分、電話番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分025、所得控除額025、分離譲渡条文情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、専従者情報、専従者生年月日1、専従者給与額1、専従者宛名コード1～専従者生年月日5、専従者給与額5、専従者宛名コード5、配偶者生年月日、配偶者宛名コード、扶養者情報、扶養者生年月日1、扶養者宛名コード1、扶養者控除額1～扶養者生年月日7、扶養者宛名コード7、扶養者控除額7、給報摘要欄、更新年月日、更新時分、更新職員番号、特別徴収義務者コード、住控対象外区分、扶養年少人数、年少扶養生年月日1、年少扶養宛名コード1～年少扶養生年月日3、年少扶養宛名コード3、居住年月日、住宅特定取得以外、住控適用数、住控区分1回目、居住年月日2回目、住控区分2回目、同一生計控配外、申告特例回送元団体コード、所得金額調整控除額入力値、ひとり親、所得金額調整控除区分分子特、所得金額調整控除フリガナ、所得金額調整控除生年月日、所得金額調整控除宛名コード、特定配当等申告不要</p>	事後	
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	行政センター	市民センター	事後	



<p>令和5年6月30日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <p>(1)納税義務者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から給与支払報告書や確定申告等の課税情報を取得する。</p> <p>(2)納税義務者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。</p> <p>(3)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。</p> <p>(4)(1)～(3)により決定した内容により、納税義務者や年金保険者、企業へ納税通知書を送付する。</p> <p>(5)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p>	<p>「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <p>○個人住民税</p> <p>(1)納税義務者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から給与支払報告書や確定申告等の課税情報を取得する。</p> <p>(2)納税義務者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。</p> <p>(3)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。</p> <p>(4)(1)～(3)により決定した内容により、納税義務者や年金保険者、企業へ納税通知書を送付する。</p> <p>(5)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p> <p>○軽自動車税(種別割)</p> <p>(1)軽自動車等を所有する納税義務者からの申告書等の受付</p> <p>(2)納税通知書の送達</p> <p>(3)減免申請の受付、決定通知書の送付</p> <p>(4)標識交付、及び廃車等の受付 など</p> <p>○固定資産税・都市計画税</p>	<p>事後</p>	
------------------	---	---	---	-----------	--

<p>令和5年6月30日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目(3) 申告賦課</p>	<p>タイムスタンフ日付、タイムスタンフ時刻、申告書入力情報、申告書基本情報、法人番号、自治体コード、整理番号、申告区分、申告日、事業期間、事業期間開始日、事業期間終了日、事業年度区分、申告書作業欄、申告分割区分、申告加算金区分、申告入力税割税率、申告基礎、申告基礎区分、申告基礎年月日、更正通知日、指定納期限、更正事由、減免事由、仮装経理更正、申告期限延長月数、資本金、資本出資額、資本積立額、資本合計、申告明細情報、法人税1、法人税2、標準基礎1～標準基礎4、課税標準1、課税標準2、算出税割額1、算出税割額2、税額控除1、税額控除2、税額控除3、差引税割額、既納付税割額、減免税割額、納付税割額、均等割月数、算出均等割額、既納付均等割額、減免均等割額、納付均等割額、納付市民税額、見込納付額、差引納付市民税額、従業者数、全従業者数、市内従業者数、均等割従業者数、中間申告要否、申告延長有無、徴収猶予税額、法人税繰戻発生額、申告明細余白、申告付加情報、申告連番、法人税割計算、税割税率時期区分、税割税率ランク、税割適用税率、税割標準税率、均等割計算、均等税率時期区分、均等税率ランク、均等適用税率、均等標準税率、納期限、本来納期限、法定納期限、延長法定納期限、確定申告日、調定情報、調定年度、調定年月、調定区分、現年過年区分、税割調定額、均等割調定額、税割還付額、税割当年歳入現、税割当年歳入過、税割前年歳入現、税割前年歳入</p>	<p>タイムスタンフ日付、タイムスタンフ時刻、管理番号、自治体コード、整理番号、申告区分、申告日、事業期間開始日、事業期間終了日、事業年度区分、申告分割区分、申告加算金区分、申告入力税割税率、申告基礎区分、申告基礎年月日、更正通知日、指定納期限、更正事由、減免事由、仮装経理更正、申告期限延長月数、資本出資額、資本積立額、資本合計、法人税1、法人税2、標準基礎1、標準基礎2、標準基礎3、標準基礎4、課税標準1、課税標準2、算出税割額1、算出税割額2、税額控除1、税額控除2、税額控除3、税額控除4、税額控除5、差引税割額、既納付税割額、減免税割額、納付税割額、均等割月数、算出均等割額、既納付均等割額、減免均等割額、納付均等割額、納付市民税額、見込納付額、差引納付市民税額、全従業者数、市内従業者数、均等割従業者数、中間申告要否、申告延長有無、徴収猶予税額、法人税繰戻発生額、申告明細余白、申告連番、税割税率時期区分、税割税率ランク、税割適用税率、税割標準税率、均等割税率時期区分、均等税率ランク、均等適用税率、均等標準税率、本来納期限、法定納期限、延長法定納期限、確定申告日、調定年度、調定年月、調定区分、現年過年区分、税割調定額、均等割調定額、税割当年歳入現、税割当年歳入過、税割前年歳入現、税割前年歳入過、税割歳出現、税割歳出過、均等当年歳入現、均等当年歳入過、均等前年歳入現、均等前年歳入過、均等歳出現、均等歳出過、収賦課年度、収</p>	<p>事後</p>	
------------------	----------------------------------	--	--	-----------	--

<p>令和5年6月30日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目(3) 法人基本</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、法人基本情報、法人番号、自治体コード、法源番号、旧法人番号、代表者名、代表者名カナ、代表者名漢字、設立登記日、決算日情報、決算区分、決算月日、変更決算日1、変更決算日2、税理士コード、税理士名、税理士電話、関係法人情報、関係法人番号1、関係事由1～関係法人番号5、関係事由5、管理情報、本支店数、商号変更有無、休業期間有無、課税開始情報、課税開始異動事由、課税開始異動日、課税開始届出日、課税開始整理番号、課税終了情報、課税終了異動事由、課税終了異動日、課税終了届出日、課税終了整理番号、最終異動情報、最終異動事由、最終異動日、最終異動届出日、最終異動整理番号、最終異動宛名履歴、最終異動処理日、異動担当者、処理日、電子申告情報、電子申告該当区分、納税者ID、利用者ID、予備項目、利用者予備項目</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、法人番号、自治体コード、法源番号、旧法人番号、代表者名カナ、代表者名漢字、設立登記日、決算区分、決算月日、変更決算日1、変更決算日2、税理士コード、税理士名、税理士電話、関係法人番号1、関係事由1、関係法人番号2、関係事由2、関係法人番号3、関係事由3、関係法人番号4、関係事由4、関係法人番号5、関係事由5、本支店数、商号変更有無、休業期間有無、課税開始異動事由、課税開始異動日、課税開始届出日、課税開始整理番号、課税終了異動事由、課税終了異動日、課税終了届出日、課税終了整理番号、最終異動事由、最終異動日、最終異動届出日、最終異動整理番号、最終異動宛名履歴、最終異動処理日、異動担当者、処理日、電子申告該当区分、納税者ID、利用者ID、予備項目、利用者予備項目、決算区分名称、関係事由1名称、関係事由2名称、関係事由3名称、関係事由4名称、関係事由5名称、課税開始異動事由名称、課税終了異動事由名称、最終異動事由名称、電子申告該当区分名称、宛名一事業所名カナ、宛名一事業所名漢字、宛名一支店名カナ、宛名一支店名漢字、宛名一事業所郵便番号、宛名一事</p>	<p>事後</p>	
------------------	----------------------------------	---	--	-----------	--

<p>令和5年6月30日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目 個人市民税 個人基本</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、宛名コード、宛名区分、賦課期日区分、性別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、ひとり親区分、個人コメント1～個人コメント4、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、配偶者宛名コード、徴収希望、納通発送区分、納通発送日、市申発送区分、未申告区分、294条通知日、通報年月日、扶養照会区分、扶養照会年月日、申告書発送済区分、国保加入区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養情報、世帯外扶養区分1、世帯外扶養宛名コード1、世帯外扶養氏名1～世帯外扶養区分5、世帯外扶養宛名コード5、世帯外扶養氏名5、合併前自治体コード、固有情報、更新年月日、更新時分、更新職員番号</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、宛名コード、宛名区分、賦課期日区分、性別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、ひとり親区分、個人コメント1～個人コメント4、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、配偶者宛名コード、徴収希望、納通発送区分、納通発送日、市申発送区分、未申告区分、294条通知日、通報年月日、扶養照会区分、扶養照会年月日、申告書発送済区分、国保加入区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養情報、世帯外扶養区分1、世帯外扶養宛名コード1、世帯外扶養氏名1～世帯外扶養区分5、世帯外扶養宛名コード5、世帯外扶養氏名5、合併前自治体コード、固有情報、更新年月日、更新時分、更新職員番号、遺族年金区分、障害者年金区分</p>	<p>事後</p>	
------------------	-------------------------------------	---	--	-----------	--

<p>令和5年6月30日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目 個人市民税 資料</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、未成年、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申送、乙欄区分、中途就退区分、中途就退年月日、課税対象外区分、電話番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分025、所得控除額025、分離譲渡条文情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、専従者情報、専従者生年月日1、専従者給与額1、専従者宛名コード1～専従者生年月日5、専従者給与額5、専従者宛名コード5、配偶者生年月日、配偶者宛名コード、扶養者情報、扶養者生年月日1、扶養者宛名コード1、扶養者控除額1～扶養者生年月日7、扶養者宛名コード7、扶養者控除額7、給報摘要欄、更新年月日、更新時分、更新職員番号、特別徴収義務者コード、住控対象外区分、扶養年少人数、年少扶養生年</p>	<p>タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、未成年、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従、事業所家屋敷、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従他人数、生活保護取扱区分、次年度市申送、乙欄区分、中途就退区分、中途就退年月日、課税対象外区分、電話番号、所得控除件数、所得控除情報領域、所得控除区分001、所得控除額001～所得控除区分025、所得控除額025、分離譲渡条文情報領域、分離譲渡条文区分1、分離譲渡条文コード1～分離譲渡条文区分6、分離譲渡条文コード6、専従者情報、専従者生年月日1、専従者給与額1、専従者宛名コード1～専従者生年月日5、専従者給与額5、専従者宛名コード5、配偶者生年月日、配偶者宛名コード、扶養者情報、扶養者生年月日1、扶養者宛名コード1、扶養者控除額1～扶養者生年月日7、扶養者宛名コード7、扶養者控除額7、給報摘要欄、更新年月日、更新時分、更新職員番号、特別徴収義務者コード、住控対象外区分、扶養年少人数、年少扶養生年</p>	<p>事後</p>	
------------------	-----------------------------------	--	--	-----------	--

令和5年6月30日	(別添1)ファイル記録項目(3) 軽自物件課税	<p>軽自物件課税 タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、キー、調定年度、課税年度、物件番号、履歴連番、車種コード、標識NO-漢字、検索用標識NO、現所有者関係、受付連番、受付連番一年度、受付連番一連番、納税義務者個法区分、納税義務者コード、運転者区分、所有者使用者コード、所有者使用者名情報、定置場、軽自情報、車名コード、車名、車台番号、特例区分、排気量、排気量-内燃、排気量-電気、年式、認定番号、原動機番号、色コード、型式、課税保留、課税保留-区分、課税保留-開始日、課税保留-終了日、届け出年月日、登録コード、廃車年月日、廃車事由、ナンバ返還有無、非課税区分、異動、異動事由、異動年月日、異動時間、新旧区分、異動連番、納税証明書、転通出力回数、転通年月日、課税額、調定年月日、納期限年月日、納税通知書番号、納税通知書番号区分、過年度期別、収納用更正事由、前年度非課税区分、合併前自治体コード、異動担当者、更新区分、決議書発行日、当初登録日、所有者氏名、所有者住所、使用者氏名、使用者住所、検索用標識、検索用標識記号、予備項目、利用者予備項目</p>	<p>軽自物件課税 タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、予備1、キー、調定年度、課税年度、物件番号、履歴連番、車種コード、標識NO-漢字、検索用標識NO、現所有者関係、受付連番、受付連番一年度、受付連番一連番、納税義務者個法区分、納税義務者コード、運転者区分、所有者使用者コード、所有者使用者名情報、定置場、軽自情報、車名コード、車名、車台番号、特例区分、排気量、排気量-内燃、排気量-電気、年式、認定番号、原動機番号、色コード、型式、課税保留、課税保留-区分、課税保留-開始日、課税保留-終了日、届け出年月日、登録コード、廃車年月日、廃車事由、ナンバ返還有無、非課税区分、異動、異動事由、異動年月日、異動時間、新旧区分、異動連番、納税証明書、転通出力回数、転通年月日、課税額、調定年月日、納期限年月日、納税通知書番号、納税通知書番号区分、過年度期別、収納用更正事由、前年度非課税区分、合併前自治体コード、異動担当者、更新区分、決議書発行日、当初登録日、所有者氏名、所有者住所、使用者氏名、使用者住所、検索用標識、検索用標識記号、初度検査年月、重課税除外区分、税率区分、軽課区分、予備項目、利用者予備項目</p>	事後	
令和6年8月1日	表紙 評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	地方税	地方税等	事後	
令和6年8月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税の賦課	地方税等の賦課	事後	

<p>令和6年8月1日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務)を取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <p>○個人住民税 (1)納税義務者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から給与支払報告書や確定申告等の課税情報を取得する。 (2)納税義務者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。 (3)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。 (4)(1)～(3)により決定した内容により、納税義務者や年金保険者、企業へ納税通知書を送付する。 (5)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p> <p>○軽自動車税(種別割) (1)軽自動車等を所有する納税義務者からの申告書等の受付 (2)納税通知書の送達 (3)減免申請の受付、決定通知書の送付 (4)標識交付、及び廃車等の受付 など</p> <p>○固定資産税・都市計画税 (1)登記所からの通知、実地調査、納税義務</p>	<p>「地方税法(昭和25年法律第226号)」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を(地方税等の賦課徴収又は地方税等に関する調査(地方税法その他の地方税等に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務)で取り扱う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <p>なお、本評価書において「地方税等」とは、個人住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)及び固定資産税・都市計画税を示す。</p> <p>○個人住民税・森林環境税 (1)納税義務者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から給与支払報告書や確定申告等の課税情報を取得する。 (2)納税義務者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。 (3)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。 (4)(1)～(3)により決定した内容により、納税義務者や年金保険者、企業へ納税通知書を送付する。 (5)納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p> <p>○軽自動車税(種別割) (1)軽自動車等を所有する納税義務者からの申告書等の受付</p>	<p>事後</p>	
-----------------	---	---	---	-----------	--

令和6年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の課税データの管理や税証明の発行、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 ①各税目の納税者番号の確認・付番 ②各税目の税額計算及び台帳の作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦税に関する各種証明書の発行	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による市税又は森林環境税の課税や税証明の発行、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 ①各税目の納税者番号の確認・付番 ②各税目の税額計算及び台帳の作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦税に関する各種証明書の発行	事後	
令和6年8月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和6年8月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務を行うため	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	[100項目以上]	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④記録される項目 主な記録項目	[ ] 障害者福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報	事後	



令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④記録される項目その妥当性	3 業務関係情報 ・国税関係情報: 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報: 賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有 ・医療保険関係情報: 社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除を算出するために保有 ・介護保険関係情報: 社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護関係情報: 非課税者の抽出、減免額の算出を行うために保有 ・年金給付関係情報: 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	3 業務関係情報 ・国税関係情報: 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報: 賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有 ・医療保険関係情報: 社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除を算出するために保有 ・介護保険関係情報: 社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護関係情報: 非課税者の抽出、減免額の算出を行うために保有 ・年金給付関係情報: 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]その他( )	[O]その他(eLTAXシステム )	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	地方税	地方税等	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	市民税、固定資産税及び軽自動車税の納税通知書等の作成、封入・封かん業務	市民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の納税通知書等の作成、封入・封かん業務	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 2)件	[O]提供を行っている ( 1)件	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1、①法令上の根拠、②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条 別表第二	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	

令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	提供先2 教育委員会 教育部 学校教育課	提供先2については、削除する。	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一31の項	番号法第9条第1項別表46の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一68の項 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条	番号法第9条第1項別表100の項 介護保険法(平成9年法律第123号)第129条等	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一37の項、43の項、44の項、45の項、46の項	番号法第9条第1項別表56の項、64の項、65の項、66の項、81の項、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の3の項、4の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子家庭、寡婦に対する福祉に関する事務	児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉に関する事務、ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務、子ども医療費の助成に関する事務	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一15の項	番号法第9条第1項 別表23の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	①市民税賦課情報、②資産税関係情報	①市民税賦課情報、②資産税関係情報、③軽自動車税関係情報	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①市・県民税課税台帳に登録されている者 ②固定資産課税台帳に登録されている者	①市・県民税課税台帳に登録されている者 ②固定資産課税台帳に登録されている者 ③軽自動車税課税台帳に登録されている者	事後	

令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一7の項、8の項、11の項、12の項、34の項、46の項、47の項、84の項	番号法第9条第1項 別表9の項、21の項、51の項、67の項、117の項、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の1の項、2の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、障害児通所支援及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収(身体障害・知的障害)に関する事務、特別児童扶養手当の支給に関する事務、障害児福祉手当・特別障害者手当・国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第一項の福祉手当の支給に関する事務、自立支援給付の支給に関する事務、地域生活支援事業の実施に関する事務	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、重度心身障害者の医療費助成に関する事務、精神障害者医療費給付に関する事務	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一16の項、59の項	番号法第9条第1項 別表24の項、44の項、85の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	国民健康保険税の賦課、後期高齢者医療制度に関する事務	国民健康保険に関する保険給付の支給、保険税の賦課、後期高齢者医療制度に関する事務	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一8の項、94の項	番号法第9条第1項 別表127の項	事後	
令和6年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	保育料の算定、子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務、幼稚園就園奨励費認定	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	

令和6年8月1日	(別添1)ファイル記録項目	<p>個人市民税 個人基本 タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、年 度、宛名コード、宛名区分、賦課期日区分、性 別、生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保 護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区 分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫 区分、ひとり親区分、個人コメント1～個人コメ ント4、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住 所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課 住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課 住所方書、新規フラグ、配偶者宛名コード、徴 収希望、納通発送区分、納通発送日、市申発 送区分、未申告区分、294条通知日、通報年 月日、扶養照会区分、扶養照会年月日、申告 書発送済区分、国保加入区分、世帯外被扶養</p>	<p>個人市民税 個人基本 年度、宛名コード、宛名氏名カナ、宛名氏名漢 字、宛名区分、コード内容、賦課期日区分、 コード内容、性別、コード内容、生年月日、世帯 コード、続柄コード、コード内容1～4生活保護 該当区分、コード内容、本人専従区分、コード 内容、事業所家屋敷区分、コード内容、被扶養 区分、コード内容、障害者区分、コード内容、寡 婦区分、コード内容、寡夫区分、コード内容、ひ とり親区分、コード内容、個人コメント1～4、 コード内容、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦 課住所、賦課住所方書、配偶者宛名コード、徴 収希望、コード内容、納通発送区分、コード内 容、納通発送日、市申発送区分、コード内容、 未申告区分、コード内容、294条通知日、通報</p>	事後	
令和6年8月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ③法令による特 別の手続	君津市個人情報保護条例第24条	個人情報の保護に関する法律第100条	事後	